

地方独立行政法人芦屋中央病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人芦屋中央病院の業務運営等に関する規則（平成27年芦屋町規則第9号）第2条及び地方独立行政法人芦屋中央病院定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により芦屋町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院等の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民が必要とする良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び芦屋町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する研修
- (4) 医療に関する地域への支援
- (5) 健康診断等の予防医療の提供
- (6) 介護サービス等に関する業務
- (7) 在宅医療に関する業務
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、法、規則又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 法人は、次の各号に掲げる事項に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 内部統制に関する事項
- (2) 役職員の倫理等に関する事項
- (3) 理事会の設置及び役員の方掌する事項
- (4) 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- (5) リスク評価と対応に関する事項
- (6) 情報伝達及び情報システムに関する事項
- (7) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項
- (8) 監事及び監査に関する事項
- (9) 内部監査に関する事項
- (10) 内部通報及び外部通報に関する事項
- (11) 入札・契約に関する事項
- (12) 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- (13) 職員の人事・懲戒に関する事項

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。

(役員)の損害賠償責任の一部免除)

第9条 法人は、法第19条の2第1項の損害賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、町長の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例（令和2年芦屋町条例第35号）で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(委任)

第10条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、法人成立の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、芦屋町長の認可した日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第5条の事項を実施するために必要な規程等の整備は、施行後1年以内に行うものとする。

附 則

この業務方法書は、芦屋町長の認可した日から施行し、令和2年9月16日から適用する。